

特別企画

「自治体内弁護士という選択」

～自治体から法律事務所へ、法律事務所から自治体へ～

平成28年11月1日、弁護士会館において開催された東京弁護士会自治体連携センター座談会「自治体内弁護士という選択～自治体から法律事務所へ、法律事務所から自治体へ」から、そのエッセンスを紹介する。

*本稿の内容は、本企画開催時(平成28年11月1日)のものである。

LIBRA 編集長 伊藤 敬史 (56期)

広報室嘱託 上村 剛 (61期)

LIBRA 編集委員 鈴木 啓太 (64期)

第1部

基調講演

■ 講師

菊地 裕太郎

(33期・日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター長)



自治体等の弁護士の求人情報については、日弁連の「ひまわり求人求職ナビ」(<https://www.bengoshikai.jp/kyujin/link.php>)に出ています。平成28年11月1日現在、13の自治体等の採用情報が掲載されていますが、このような情報は常に出ています。

平成28年10月現在、法曹有資格者を常勤職員として採用している自治体は84(一部事務組合含む)にのぼり、107名が在籍しています(うち92名が任期付公務員)。

東京23区でも、板橋区を皮切りに大田区、葛飾区、文京区、練馬区と、どんどん採用が広がってきています。首都圏の自治体に弁護士が入っていくことで、法の支配を実現することが期待されます。

児童相談所にも弁護士の配置を義務付ける改正児童福祉法が平成28年10月から施行されて、その募集も始まります。弁護士が行政から求められる時代に

なっています。

格差社会が進む中で、行政には困っている人を法的に救済する役割を果たすことが期待されます。弁護士が自治体に入ること、行政の力をもって人権活動の実践をしていく必要があります。自治体にとっても、人手不足の中で、弁護士が任期付公務員として内部に入ること、何人分もの力を発揮するというメリットがあります。

会員の皆さんには、人権活動を含めて自治体の経営に参加する意識をもって任期付公務員への道を目指していただきたいと思います。

任期が終わった後のキャリアパスについては、自治体内弁護士等任用支援事務所*1という形で、受け皿の整備を進めています。これからさらに整備を進めたいと思います。

*1:「自治体内弁護士等任用支援事務所」の情報は、日弁連の下記ウェブサイトからご覧いただけます。

日弁連HOME > 弁護士・日弁連職員 就職・採用情報 > 弁護士・司法修習生の就職・採用情報 > 自治体内弁護士等任用支援事務所について
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/recruit/data/jichitainai_shienjimusho_list.pdf

第2部 座談会

■ パネリスト

原田 泰孝 (53期・会員) 元東京都総務局法務担当課長
中村 さゆり (56期) 国立市債権管理担当兼法務担当課長
辻 崇成 (61期・会員) 板橋区総務部副参事(法務担当)
海老原佐江子 (66期・会員) 葛飾区総務部副参事(法規担当)

■ コーディネーター

中村 英示 (56期・自治体連携センター広報部会長)



■ 業務内容

原田：指定代理人としての訴訟活動が主な業務で、その他、行政不服審査や東日本大震災対応なども行いました。東京都（総務局）の場合は、担当する職務が「訟務事務」なので、他の自治体のように法律相談や議会対応などを行うことはありませんでした。

中村(さ)：指定代理人としての訟務事務、行政不服審査の審理員、職員や議員との法律相談、法務関連の議会対応、債権管理担当課長として予算決算の他マネジメント業務等を行っています。

辻：指定代理人としての訟務事務、行政不服審査の弁明書や決定書の起案、法律相談、対外的なトラブルにおける交渉書面の起案を行います。他にも、議会質問への各所管課の回答起案支援、議会出席、各所管課の条例案作成支援、条例審議会への出席、職員向け研修（知財、行政法、対行政暴力）、クレーマーに対する交渉戦略検討・書面起案、対外的契約書のチェック・起案など多岐にわたる業務を行います。

海老原：指定代理人としての訟務事務、行政不服審査の審理員、法律相談、法律文書作成・チェック、いじめ調査委員会事務局業務、例規審査、議会への出席、変わったところでは、選挙事務などを行っています。

■ 任期付公務員に応募したきっかけ

原田：自治体法務に対する魅力を感じたからです。応募した平成21年当時、今以上に自治体の任期付職員は少ない時代だったので、貴重な経験ができると思えました。国の訟務事件を受任していたこともあり、公益性の観点から、訟務にやりがいを感じていました。

中村(さ)：5年半も育児休業していたので、いきなり事務所復帰は難しいだろうと思っていたところ、「ひまわり求人求職ナビ」で嘱託員の募集を見つけ、一日6時間勤務であったことから応募しました。嘱託員として勤務中に任期付の条例が制定されたため応募し、採用されました。

辻：内閣府官民競争入札等監視委員会事務局にて、自治体関係を扱う「地域班」班長をしており、自治体行政を外から見なかで、一度自治体職員をやってみたいと考えていました。昨年10月に子どもが生まれたので、育児を週末だけでも手伝う必要が生じたこともきっかけになりました。

海老原：弁護士になる前に長年、地方公務員として勤務した経験があり、それを活かすキャリアを積みたいと思っていました。また、行政法が好きだったということもあります。

パネリスト紹介

原田 泰孝 (53期・会員)

元東京都総務局法務担当課長

4年間の企業勤務を経て、弁護士となり、国内企業法務系事務所、渉外事務所に合計9年間在籍し、平成21年10月から東京都の任期付職員となる。2年の任期後、経費を分担する形式で法律事務所に移籍。

中村 さゆり (56期)

国立市債権管理担当兼法務担当課長

大手渉外事務所でパライガルとして1年間の勤務を経て、司法試験を受験。弁護士登録後は別の大手渉外事務所⇒民事再生系の事務所⇒一般民事事務所⇒育児休業を経て、国立市で勤務。国立市では当初嘱託員として採用され、翌年(平成25年度)から任期付職員として勤務。

■ 給与等について

原田：金額は前職から減りましたが、その分、労働時間も相応に減りました。

中村(さ)：最初が大手渉外事務所であったこともあり、弁護士としての初任給は超えていませんが、時給にすれば高くなっています。現在は30分の育児休業時間をもらっており、16時45分に退庁しています。

辻：条例で定められます。生活の質・仕事の遣り甲斐等は極めて満足しています。

海老原：前職の公務員の経験年数等を考慮して条例に沿って決められたと思います。額面は弁護士時代の収入より増えましたが、書籍代等の経費を控除することができず、手取り額はあまり変わりません。

■ 弁護士登録、副業の可否について

原田：当時は弁護士登録を抹消すると再登録の際に登録番号が新たなものになってしまうため、登録番号維持のために弁護士登録をしていました。公務員として在任中は兼業禁止であるため、弁護士登録のメリットはあまり感じませんでした。

中村(さ)：当初は弁護士登録を維持していましたが、現在は取り消しています。取消後も、パネリストとしての出席や執筆は兼業許可を得て行っています。登録を取り消しても勉強会等には参加させていただいており、弁護士会の図書館で本が借りられない以外のデメリットは感じません。

辻：弁護士登録を自腹で維持しています。官民競争入札等監理委員会(4月から総務省に移管)に、月に2、3回委員として出席し、謝金がお小遣いになっています。ただし、区役所側では、条例に従い、その時間は欠勤扱いで、キチンと給与が減額されて

います。職務専念義務があるので、通常の弁護士業務は無理です。

海老原：会費は自腹で払っています。会費の公費負担について自治体にご理解いただくのは難しいと思っています。最近、講義や執筆を依頼されるようになり、謝金を頂くことがあります。その都度、兼職許可手続が必要となります。地公法上の兼業禁止規定により通常の弁護士業務を行うことは認められていませんが、それでも登録しているのは、資格を得たことで視野や人脈が広がった経験をしているからです。

■ 任期付公務員の良い点について

原田：常に公益のために仕事をしている意識が持てることから、非常にやりがいがあります。また、ワーク・ライフ・バランスも図られていると思います。

中村(さ)：原田さんと同意見です。

辻：毎回、新しい法律が問題となってくるのが、面白いと思います。時々、民間企業との契約案件が来るので、契約書チェックや起案、交渉戦略検討の技量維持の練習になります。また、事件化する前に問題を解決できることがあり、内部からコンプライアンスを図ることで、社会コストをかけずに問題解決できている点が良いと思っています。

海老原：新しい法令の解釈が現場で問題になることが多く、自分のリーガルマインドを駆使して案件にのぞむことが求められます。また、社会的な意義の大きい事件にかかわることができます。自治体には条例制定権があり、このツールを活用することで課題解決を図ることもできます。立法・行政・司法のすべての法作用にかかわることができる点にやりがいを感じています。

パネリスト紹介

辻 崇成 (61期・会員) 板橋区総務部副参事 (法務担当)

都内企業法務系事務所で3年半勤務後、2年間の任期付で、内閣府公共サービス改革推進室と、同府官民競争入札等監理委員会事務局に、参事官補佐として出向。任期満了後、同委員会専門委員に就任し、元の事務所に戻って2年間勤務。平成28年4月から板橋区役所にて課長級として任期付で採用され、勤務を開始。

海老原佐江子 (66期・会員) 葛飾区総務部副参事 (法規担当)

弁護士になる前は、横浜市役所で一般行政事務職員として勤務。弁護士登録後は法律事務所約1年半勤務し、平成27年度は非常勤職員として葛飾区に勤務していたが、平成28年4月から常勤となる。

■ 任期付公務員の向き不向きについて

原田：自治体からは、弁護士は組織に馴染まない、協調性がない人が多いと思われるようで、「向いている人」として、協調性があることが重要な要素と思われます。

中村(さ)：人事担当の部長は、やはり職員とうまくやってくれる人が良いとおっしゃっていました。確かに職員の方は気を使われる方が多いので、話しかけやすい雰囲気の方がよいかもしれません。

辻：沢山働いてくれる人がほしかった、と聞いています。また、毎回新しい知識が必要となりますから、所管課さんと円滑にコミュニケーションが図れないと無理です。特に、自治体ですと、係長、課長は50歳台が多いと思われますので、彼らとうまくやれることが必須です。根回し等をきちんとできて、それに周囲が協力してくれるタイプでないと、辛いと思われます。

海老原：任期付職員が他の職員とまったく同質化しても面白くないので、いろんな人がいてもよいと思いますが、組織で働くなら、「不機嫌オーラを振りまく人」だけは絶対向いていないと思います。

■ 今後の身の振り方

原田：任期付職員を経験したことにより、弁護士に復帰後、自治体の顧問や審議会・委員会の委員などに就く機会が増えています。今後も、この経験を活かしていきたいと思います。

中村(さ)：正直に言って、それなりの年次の人は次の職の目星をつけてからの方がよいと思います。自治体の任期付職員の経験は残念ながら企業にはあまり評価されず、事務所でも好評価ではないと思い

ます。自分は何の目星もないため、模索中です。

辻：今後の事は、実は何も決めていません。任期は3年間、2年間だけ延長可能なので、来年くらいには就活を始める覚悟です。

海老原：法律事務所にいた頃とは、法律問題に対処する際の頭の使い方が少し異なる気がしています。「事件を解決する」発想より、抽象的な「こうすべき」発想が多くなりますから、一度は法律事務所に戻ってバランスを取りたいという思いはあります。ただ、軸足は自治体法務に置き、子どもの頃からの夢であった研究や執筆の仕事も増やしたいということも考えていますが、見通しがあるわけではなく、不安もあります。

■ 最後に

原田：自治体法務は未開拓の分野が多い点にやりがいがあります。また、任期付職員になることで、組織の意思決定プロセスや議会との関係など、自治体独自の文化を知ることができ、自治体法務に関わる上では貴重な経験ができると思います。

中村(さ)：将来の不安は大きいものの、全体的には市長も含めとても良い上司等に恵まれ、楽しく勤務しています。

辻：総合的に見て、非常に充実した時間を過ごさせていただいていると思っています。行政は、判例をあまり意識して動いていなかったところもあるかもしれませんが、実戦を経験してきた弁護士にとっては、能力を活かせる場所だと思います。

海老原：非常にチャレンジングな仕事で、まだまだもっといろいろなことができますが、手がつけられていないものが多いと思っています。まさにフロンティアであり、やりがいは大きいと思います。